

## 国民年金保険料免除・納付猶予制度

担当 国保年金課  
☎046(252)7035  
☎046(252)7043

国民年金制度は、保険料の納付が困難な場合は、申請をすることで、保険料の納付が免除または猶予される制度があります(下表参照)。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。  
※日本年金機構が審査し、その結果を連絡します。

○**お問い合わせ先**  
●ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (IP電話、PHSからは☎03(6700)1165)  
●厚木年金事務所 ☎046(223)7171 (代表)

○**申請期限** 納付期限から2年経過するまでの間  
○**申請要件** 免除制度は、本人と配偶者と世帯主、納付猶予制度は、本人(50歳未満)と配偶者の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下の方  
※所得要件以外にも、退職者などを対象とした特例要件もあります。

### 免除等区分と保険料額(平成29年度保険料月額16,490円)

免除等区分	月々の保険料額	
全額免除	保険料の全額が免除	0円
納付猶予	保険料の全額が猶予	
4分の3免除	保険料の4分の3が免除(残り4分の1を納付)	4,120円
半額免除	保険料の2分の1が免除(残り2分の1を納付)	8,250円
4分の1免除	保険料の4分の1が免除(残り4分の3を納付)	12,370円

## 平成29年度の後期高齢者医療制度の保険料

担当 医療課  
☎046(252)7213  
☎046(252)7043

### 【納入通知書を送付】

平成29年度の保険料は、前年所得の確定後に算定するため、6月に決定します。このことから、決定した保険料の金額をお知らせする決定通知書や、納付方法などをお知らせする納入通知書を、7月中旬に送付します。

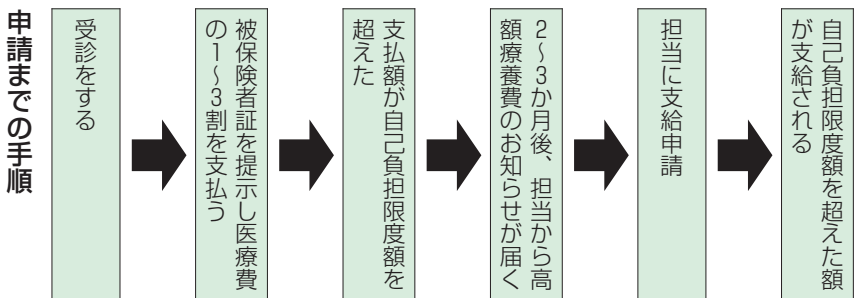
○**お問い合わせ先**  
●神奈川県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570(00)1120  
●神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎45(440)6700

## 70歳以上の方の高額療養費限度額の一部変更

### 8月から70歳以上の方の高額療養費の限度額が変わります

国民健康保険に加入している70歳以上の方が医療機関を受診したとき、医療費の1～3割相当の一部負担金を医療機関の窓口で支払い、同じ月内の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により超えた分が高額療養費として後から支給されています。

これが、法の改正に伴い、8月から自己負担限度額が一部変更となります。医療機関での自己負担限度額が変わることで、高額療養費として支給される額もこれまでと変更となる場合がありますのでご確認ください(表)。



### 8月診療分からの自己負担限度額

区分	自己負担限度額		
	外来(個人)	入院(世帯合算)	※多数回
現役並み(課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円	44,400円
低Ⅱ住民税非課税	8,000円	24,600円	
低Ⅰ住民税非課税(所得が一定以下)		15,000円	

※同じ世帯(国民健康保険に加入している方)で、当月を含む過去12カ月以内に4回以上高額療養費に該当をしている場合は、多数回該当として、当月の自己負担限度額が引き下がります。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(255)3550

### 平成28・29年度保険料額

$$\text{年間保険料額} = \text{均等割額 } 43,429\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 8.66\%$$

※年間保険料限度額57万円。

### 対象と要件

	耐震改修	バリアフリー改修	省エネ改修
対象	昭和57年1月1日以前に建てられ、平成18年1月1日～平成30年3月31日に耐震改修工事を行った住宅	新築から10年以上を経過し、平成19年4月1日～平成30年3月31日にバリアフリー改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く)	平成20年1月1日以前に建てられ、平成20年4月1日～平成30年3月31日に、省エネ改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く)
要件	●耐震基準に適合している ●改修費用が50万円を超える	●65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者のいすれかが居住する ●手すりの取り付け、床の段差の解消などの改修工事、補助金などを除く自己負担が50万円を超える	●窓の改修工事(必須)、床・天井・壁の断熱などの改修工事 ●改修の費用が50万円を超える
減額	固定資産税の2分の1(上限120平方メートル)	翌年度分の固定資産税の3分の1(上限100平方メートル)	翌年度分の固定資産税の3分の1(上限120平方メートル)

※市税の滞納がある場合は適用されません。  
※平成25年3月31日までに改修の契約を締結した場合は、改修費用30万円以上が対象です。

## 耐震改修などに伴う固定資産税の減額

担当 固定資産税課  
☎046(252)80047  
☎046(255)3550

①耐震改修②バリアフリー改修③省エネ改修工事を行うと、固定資産税(家屋)が減額される場合があります(都市計画税は対象外)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※①の減額は、②③と同時に適用されません。②③の減額は同時に適用されます。

○**申告方法** 改修工事完了日から3カ月以内に、申告書、改修費用を証する書類、該当工事証明書を担当へ  
※②は介護保険被保険者証の写しまたは障害者手帳などを加えて提出してください。